

札幌市消防団条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)2月15日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市消防団条例の一部を改正する条例

札幌市消防団条例(昭和30年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 第12条を次のように改める。

(出動)

第12条 消防団員は、消防団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。別表(2)出動報酬の表において同じ。)の発生を知つたときは、あらかじめ定めるところに従い、直ちに出席し、職務に従事しなければならない。

(2) 第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「市長が定める額の」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

3 前2項の規定による報酬及び費用弁償の額は、別表に掲げるところによる。

4 第1項及び第2項の規定による報酬及び費用弁償の支給方法は、市長が別に定める。

(3) 附則の次に次の別表を加える。

別表

(1) 年報酬

階級	金額
団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 50,500円

副分団長	年額 45,500円
部長及び班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円

(2) 出勤報酬

種別		時間区分	金額
災害の場合		1時間未満	1回につき 3,700円
		1時間以上3時間未満	1回につき 5,100円
		3時間以上	1回につき 8,000円
警戒、訓練、会議等の場合	会議以外	1時間未満	1回につき 2,600円
		1時間以上3時間未満	1回につき 3,600円
		3時間以上	1回につき 5,600円
	会議		1回につき 1,300円

(3) 技術報酬

種別	金額
ポンプ自動車の機関員	月額 4,800円
その他の機関員	月額 3,200円

(4) 費用弁償

種別	金額
被服の補修料	年額 1,000円
賄料	その都度市長が定める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表(2)出勤報酬の表の規定は、この条例の施行の日以後に開始する出勤に係る出勤報酬について適用し、同日前に開始した出勤に係る出勤報酬については、なお従前の例による。

(理 由)

本市消防団員の報酬額を引き上げる等のため、本案を提出する。